特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第七項	所得税の額	法第九条の三の二第六項の規定により読み替えて適用される所得税の額の三の二第九条第七項及び法第百二十四条第一項第十三号
所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額	所得税の額	第十三項第二号
防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項の規定により読み替えて適用される第十三項第二号	同条第三項	同条第三項
特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項	金額に	金額又は特別措置法第五条の二十六第三項の規定により控除された金額に
金額又は特別措置法第五条の二十六第三項の規定により控除された金額に	法第九条の三の二第七項	特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第七項
所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額	所得税の額	所得税の額
防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項の規定により読み替えて適用される第四条の九第七項	第四条の九第七項	第四条の九第七項
所得税の額	所得税の額	所得税の額
受けた租税特別措置法第五条の三十一第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	受けた租税特別措置法	受けた租税特別措置法
「租税特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	「租税特別措置法	「租税特別措置法
防衛特別所得税に係る政令（令和八年政令第百六号）第十五条第一項（防衛特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	租税特別措置法施行令	租税特別措置法施行令
我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号。以下「特別措置法」という。）第五条の三十一第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	租税特別措置法	租税特別措置法
防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	租税特別措置法施行令	租税特別措置法施行令
特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の三の二第七項	租税特別措置法第九条の三の二第七項	租税特別措置法第九条の三の二第七項
防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	租税特別措置法施行令	租税特別措置法施行令
（特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	（租税特別措置法	（租税特別措置法

特別措置法第五条の三十一第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	租税特別措置法	租税特別措置法施行令第四十二条の二第二項
防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	租税特別措置法施行令	租税特別措置法施行令第四十二条の二第二項の表百一の項
（特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	（租税特別措置法	租税特別措置法施行令第四十二条の二第二項の表百二の項
防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	租税特別措置法施行令	租税特別措置法施行令第四十二条の二第二項の表百三の項
特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項	同条第三項	同条第三項
防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項の規定により読み替えて適用される第十三項第二号	第十三項第二号	第十三項第二号
所得税の額	所得税の額	所得税の額
所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額	所得税の額	所得税の額
防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項の規定により読み替えて適用される第四条の九第七項	第四条の九第七項	第四条の九第七項
所得税の額	所得税の額	所得税の額
防衛特別所得税に関する政令（令和八年政令第百六号）第十五条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令（	租税特別措置法施行令（	租税特別措置法施行令第四十二条の二第二項の表百四の項
特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項	同条第三項	同条第三項
所得税の額から同項各号	所得税の額から同項各号	所得税の額から同項各号
特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項又は特別措置法第五条の二十六第三項	法第九条の三の二第三項	法第九条の三の二第三項
所得税の額から特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項各号	所得税の額から同項各号	所得税の額から同項各号
防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項の規定により読み替えて適用される第四条の九第十四項	第四条の九第十四項	第四条の九第十四項
所得税の額、防衛特別所得税の額又は復興特別所得税の額から特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項各号	同条第三項	同条第三項
特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項又は特別措置法第五条の二十六第三項	所得税の額から同項各号	所得税の額から同項各号
所得税の額、防衛特別所得税の額又は復興特別所得税の額から特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項各号	法第九条の三の二第三項	法第九条の三の二第三項
防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項の規定により読み替えて適用される第四条の九第十四項	第四条の九第十四項	第四条の九第十四項
所得税の額、防衛特別所得税の額又は復興特別所得税の額から特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項各号	同条第三項	同条第三項